

湯沢認定こども園開園の準備状況について

1 許認可関係

- 認定申請 平成 27 年 11 月 18 日 県庁児童家庭課へ提出済み
- 既存園廃止届 平成 27 年 11 月 10 日 地域振興局健康福祉環境部へ提出済み
- 設置届 平成 28 年 2 月 8 日 地域振興局健康福祉環境部へ提出済み
- 給食開始届 平成 28 年 4 月に地域振興局へ届出予定

2 例規改正関係

- 認定こども園設置条例 (9 月議会可決)
- 認定こども園設置条例施行規則 (11 月教育委員会可決)
- 特別保育実施要綱 (11 月教育委員会可決)
- 認定こども園給食費の決定手続及び徴収に関する規則 (2 月教育委員会上程予定)
- 認定子ども園保育士及び調理員の勤務時間に関する規程 (〃)
- 子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則の一部改正 (3 月教育委員会上程予定)

3 入園手続き

- 入園申込受理 (平成 27 年 11 月末)
- 支給認定証、入園承諾通知書の発送 (平成 28 年 2 月 12 日発送)

【平成 28 年 4 月 入園園児数】(下段、前年値)

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
5	<u>26</u>	25	42	53	46	197
(4)	(9)	(27)	(54)	(46)	(46)	(186)

28.4
前年

【支給認定区分の状況】

	教育標準時間	短時間	標準時間	計
1 号認定	23	-	-	23
2 号認定	-	29	90	119
3 号認定	-	15	40	55
計	23	44	130	197

要因はわからない

3才以上
3才以上 支働
3才未満 支働

認定は行政により行う。

4 備品関係

- 既存園からの転用備品
 - ・各園を調査し転用リストを作成、引越し用ラベルを各園に配布済み。
 - ・各園では、通常保育に影響のない範囲で荷造りを進めている。
 - ・3月 ~~31日~~ ³⁰ ~~(木)~~ ^本 に日本通運による運搬を予定。
- 新規調達分 (保育備品 (園児机・椅子ほか)、事務室備品、給食関係)

- ・3月中旬までに順次納入予定

5 通園関係

- ①三国・三俣線、②湯沢・神立線、③土樽線、④旭原線の4路線を運行
- マイクロバス3台（内1台は幼児車両）、ハイエース1台（幼児車両）
 - *内マイクロバス2台は現在納車待ち
 - *いずれの車両も一目見て認定こども園の送迎車両であることが分かると同時に運行時の視認性を高めるためラッピングを施す予定
 - *こども園の送迎バスは4台とも全て国庫補助（補助率10/10）で購入
- 運行業者の選定は価格だけでなく、町内に営業所を有する者から安全管理面を考慮した総合評価で決定する。
- 運行時間、乗車場所等については既に構築済みであり、現在保護者に最終的な乗車確認を取っている状況。

6 職員体制

- 職員数
 - ・正規職員 保育士 園長以下20名（内1名 総合子育て支援センター）
調理員 4名
 - ・臨時職員 保育士 18名（未満児の入園、加配を要する園児の増加）
調理員 2名
- 現在、新年度からの預かり時間の拡充や休日保育の実施にともなう、シフト勤務体制の詳細を詰めている。

ー手がかかる（増加傾向）

7 給食関係

- 新施設での試験調理
新たな調理機器に慣れるために 2月19日（金）、2月26日（金）、3月9日（水）の3回に分けて新施設での試験調理を実施予定。各保育園から園児を連れて行き試食を行い本番に備える。

8 システム改修等

- 国が進める3人目無条件無償化に対応するシステム改修（改修費用約60万円、国庫補助1/2）
- 給食費（3歳以上の主食分）、特別保育料を口座振替とするためのシステム構築（現行保育システムで無償対応）
- 特別保育料の収納を管理するために、園児の登園・降園時間を確認するシステムの導入（約60万円）*このシステムは登降園時間の管理以外にも様々な保育園事務のICT化につながる機能を備える。

9 今後のスケジュール

- 既存保育園卒園式
 - ・3月25日（金）神立、湯沢
 - ・3月26日（土）土樽、中央

- 年度末希望保育

3月26日(土)から3月31日(木)の期間は年度末希望保育を、今年度に限り中央保育園に集約して行う。

- 4月4日(月) 湯沢認定こども園テープカット式、入園式

- 4月5日(火) 通常保育開始、園児送迎バス運行開始

※年度末、年度初めの例年と異なる運営については11月下旬に各保育園で行った説明会において保護者に周知済み。

10 その他

「子育て支援」について

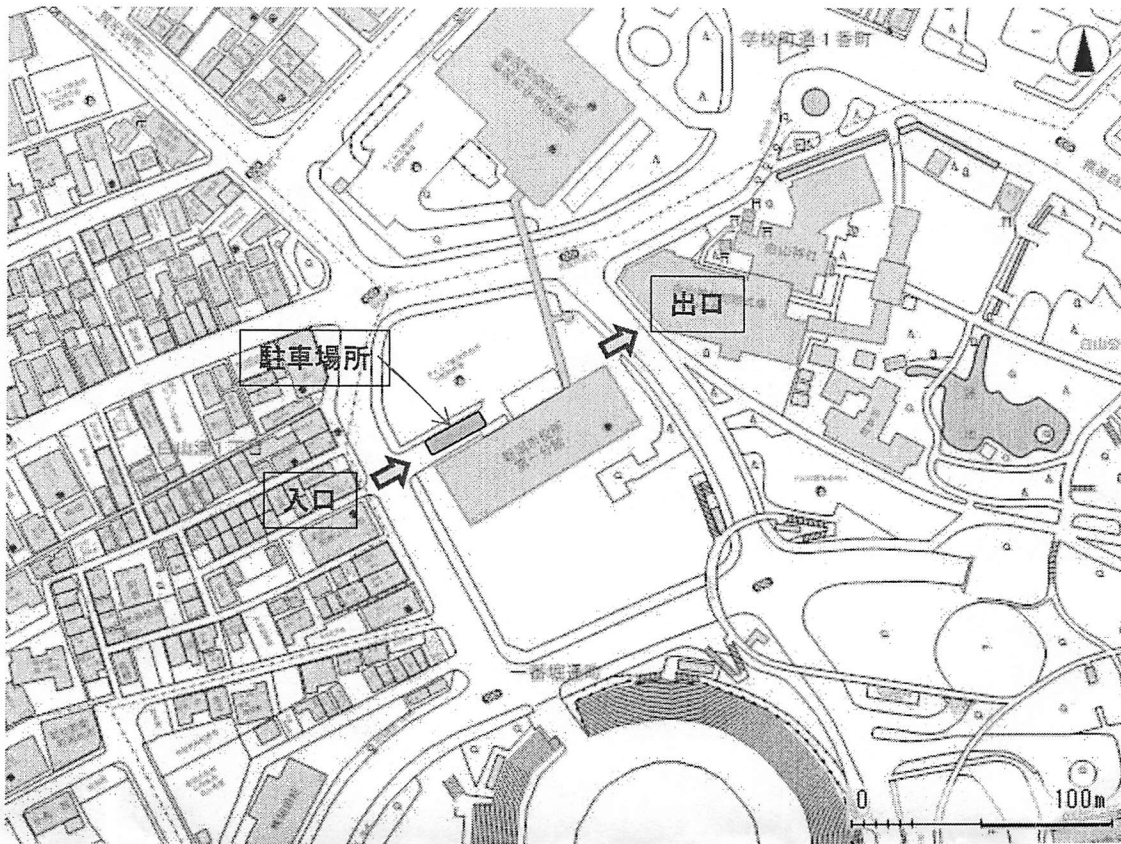
共働き

就学前の子ども、なかでも3歳未満児は、可能な限り保護者と共に過ごし、親の愛情に恵まれた環境で育まれることが、以降の健やかな成長のために必要である。3歳未満児を入園させるか否か(共働き)を選択する権利は保護者にあることから、行政がそれを規制することはできないが、乳幼児にとって家庭での保育が何よりも重要であることを、様々な機会を通じて保護者に伝え理解を広めたい。

また、湯沢認定こども園では、預かり時間が拡充されたり、休日保育を実施したりすることで、子育て支援サービスが充実することとなるが、こうしたサービスの拡充は、あくまで保護者が就労等で子どもを保育できないことを支援するためのものであり、レジャーや買い物等の「自己都合」での利用を容認するものではない。したがって、こども園では、これまで以上に特別保育等(1号認定における「預かり保育」を除く)の利用について厳格な運用を行う。

行政にできるのはあくまで「子育ての支援」であり「子育て」そのものではない。こども園と総合子育て支援センターでは「子育て」における第一の責任は保護者にあるという大原則を忘れずに、子育て支援の充実を図りたい。

湯沢町議会 視察対応



- 到着時間の少し前に、下記の連絡先までご連絡ください。入口付近でお待ちしております。
- 当課の課長、課長補佐、係長、担当の4人で対応したいと思います。
到着されましたら、分館6階の1-601会議室にて、事業の概要等を説明(一時間程度)したのち、現地視察に向かいたいと思います。
- 現場視察の際は、現地までご案内させていただきます。あつかましいようですが、私を含め職員2名をバスに同乗させてください。
- 今回の案件以外で聞きたいこと等がありましたら、事前にお教えてください。可能な限りお答えできるように準備したいと思います

※連絡先

新潟市都市政策部まちづくり推進課 都市デザイン担当 025-226-2716
担当:中山(携帯 090-2239-3662)